

次世代育成支援対策推進法に基づく不妊治療と仕事との両立に取り組む 認定一般事業主の表示募集要領

1 趣旨

次世代育成支援対策推進法第13条及び第15条の2に基づく認定制度については、同法施行規則の改正により、現在の認定制度に加え、雇用する労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境を更に整備するため、不妊治療と仕事との両立にも積極的に取り組む事業主を認定する新たな認定制度が創設される予定である。

当該認定を受けた一般事業主は、厚生労働大臣の定める表示（以下「認定マーク」という。）を商品や広告、名刺、求人票などに付すことができるようになり、不妊治療と仕事との両立に取り組む優良な企業であることを対外的に示すことができる。

また、認定一般事業主であることを示すことにより、優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につながることを期待できる。

今般、当該認定一般事業主のみが使用できる認定マークのデザイン及び愛称を募集する。

<不妊治療と仕事との両立に取り組む認定一般事業主の要件>

「プラチナくるみん」、「くるみん」及び「トライくるみん」（仮称）（以下「『くるみん』認定等」という。）の認定基準のうち不妊治療と仕事との両立に関する基準

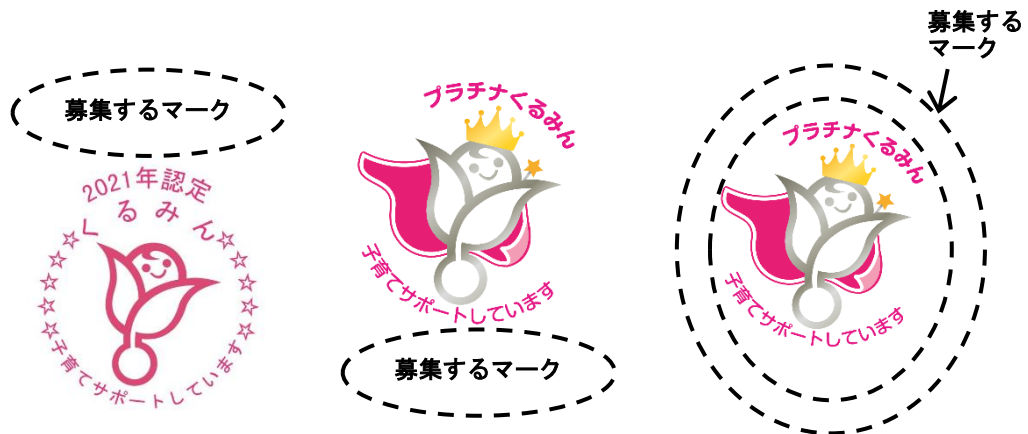
- ・ 次の①及び②の制度を設けていること。
 - ① 不妊治療のための休暇制度（多目的休暇や利用目的を限定しない休暇制度を含み、年次有給休暇は含まない）
 - ② 半日単位・時間単位の年次有給休暇、所定外労働の制限、時差出勤、フレックスタイム制、短時間勤務、テレワークのうちのいずれかの措置
- ・ 不妊治療と仕事との両立に関する方針を明確化し、講じている措置の内容とともに社内に周知していること。
- ・ 不妊治療と仕事との両立に関する労働者の理解を促進するための研修その他の取組が実施されていること。
- ・ 不妊治療を受ける労働者からの不妊治療と仕事との両立に関する相談に応じる担当者を選任し、社内に周知していること。

2 募集内容

次世代育成支援対策推進法に基づき不妊治療と仕事との両立に取り組む優良な企業であることを認定するマークのデザイン及び愛称

募集対象

- ・ マークの使用例（既存のマークとの位置関係はこれに限りません）



- ・愛称の使用例（〇〇に該当する部分が対象です）
「〇〇くるみん」、「〇〇プラチナくるみん」、「トライくるみん〇〇」など

<不妊治療と仕事との両立認定マークのデザインに求めるもの>

- ・不妊治療と仕事との両立に取り組み、働きやすい職場環境が整備されている企業であることが一目で分かる、明るいイメージを持った、親しみやすいものであること。
- ・「くるみん」認定等（別添参照）を維持し、「くるみん」認定等に追加した形で不妊治療と仕事との両立に取り組む企業であることを表示するためのデザインであること。
- ・不妊治療と仕事との両立認定マークのみを独立して表示することは想定していないため、「くるみん」認定等と一体的に表示・活用するものであること（※）。

<不妊治療と仕事との両立認定マークの愛称に求めるもの>

- ・不妊治療と仕事との両立に取り組み、働きやすい職場環境が整備されている企業であることが想起されやすく、また、明るいイメージを持った、親しみやすいものであること。
- ・「くるみん」認定等と一体的に認定を受けるものであることから、「〇〇くるみん」、「くるみん〇〇」とそれぞれの愛称と組み合わせると違和感が無く、呼びやすいものであること。

（※）デザイン制作に当たっては以下の点に留意すること。

- ・デザインの制作に当たっては、「くるみん」認定等のマークの図案全体を表示した上で、不妊治療と仕事との両立認定に係る図案を追加すること。
- ・不妊治療と仕事との両立認定に係る図案のサイズは、「くるみん」認定等のマークの図案の3分の1程度までとすること。
- ・「くるみん」認定等のマークの図案と不妊治療と仕事との両立認定に係る図案の位置関係（レイアウト）を示すこと。

3 応募締切 **※期間を2週間延長します**
令和3年12月 ~~3日（金）~~ 17日（金） 必着

4 応募資格

特にありません。どなたでも応募できます。

5 応募方法

不妊治療と仕事との両立認定マークのデザイン及び愛称をセットで応募することも、デザインのみ、愛称のみ応募することも可能です。

※なお、セットの応募でも、デザインまたは愛称のいずれか片方のみ採用する場合がありますが、ご容赦ください

<提出物>

- (1) 応募作品
- (2) 認定マークのデザイン及び愛称の意図などの解説

- ・マークのデザインへの応募の場合、1作品につき1ファイルとし、ファイル形式はJPEG形式又はGIF形式、ファイルの容量は2MB以内の電子データ。
- ・愛称への応募の場合、様式は不問（メール本文に記載して可）。

<送信先>

kuru2021@mhlw.go.jp

- ・メールの表題は「不妊治療と仕事との両立認定マーク応募」とすること。
- ・メール本文に必要事項を記入すること。
氏名（ふりがな）、年齢、職業（学校）、住所、電話番号

6 応募作品

- ・自身で作成した未発表の作品に限る。
- ・マークの作成及び応募にかかる費用は、応募者の負担とする。
- ・他の作品の模倣と認められる場合には、選定後であっても決定を取り消す場合がある。
また、類似と認められる場合も決定を取り消す場合がある。

7 選定・発表

- ・雇用環境・均等局において、応募があった作品から1つを選定する。
- ・選定された作品については、令和4年1月を目処に応募者に連絡する。採用された方には記念品を贈呈する。なお、賞金はない。
- ・選定の結果は、厚生労働省ホームページ等で発表予定。

8 著作権など

- ・選定された作品の商標登録・意匠登録をする権利及び著作権（翻案権等（著作権法27条）と二次的著作物の利用に関する原作者の権利（同28条）を含む）など一切の権利は、厚生労働省に帰属する。また、応募者は、選定された作品の著作者人格権に基づく権利を行使しないものとする。

- ・応募作品については、印刷などの際に若干の修正を行うことがある。
- ・選定された作品について、修正・改変等を行い、使用することがあることに同意すること。
- ・選定された作品に関する著作権譲渡契約書と著作権譲渡登録のために必要な書類に署名することに同意すること。

9 問合せ先

厚生労働省 雇用環境・均等局 雇用機会均等課 ハラスメント防止対策室 啓発指導係
電話番号：03（5253）1111（内線 7953）

(別添)

【参考】次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」等認定マーク

くるみん



プラチナくるみん



トライくるみん (仮称)

現在作成中
(今回の募集対象ではありません)